

平成30年第2回玉名市農業委員会総会議事録

平成30年2月5日（月）午後2時 玉名市役所4階 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	7番	井上 清晴	9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介
11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保	13番	森川 正志	14番	下川 安
15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸	17番	高根 政明	19番	中嶋 昭二
20番	斎藤 潔公	21番	田上 一	22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔
24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正	26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜
28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男	30番	平本 博	31番	永田 眞一
32番	出口 京子	33番	井本 義和	34番	尾池 秀實	35番	中村 亘
36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子	38番	村端 一弘		

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

6番 横手 良弘 8番 松本 恒幸 18番 取本 一則

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 村上 洋治 次長 小山 博
係長 西山 美和 主査 渡邊布由紀 主任 大原 三和 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第7号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第8号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第9号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第10号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第11号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第5号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第6号 農地の賃貸借解除の届出について（18条）
第7号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（村上洋治君） 皆様こんにちは。定刻となりましたので始めます。本日は委員総数38名のうち、6番、横手委員、8番、松本委員、18番、取本委員から欠席の届けがあっており、35名の御出席をいただいております。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成30年第2回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（村上洋治君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。2月に入りまして非常に冷え込んでおります。日本全国でインフルエンザにかかった人が110万人以上ということで非常にはやっております。どうぞ皆さんはインフルエンザなどにかからないように、ぜひひとつ注意されて頑張ってくださいと思います。

今日は議第7号より議第11号までの51件と報告5号より7号までの31件が提案されております。慎重なる御審議をお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、本日の議事録の署名委員さんは、28番の宇佐委員と29番の今上委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速でございますけれども、議事に入ります。

議第7号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） では、議案1ページをお願いいたします。

議第7号につきまして、今回10件の案件を載せておりますが、2ページの6番につきまして、去る2月1日付けで取り下げの意思表示があり、取下書の提出があっております。したがって、3ページまで9件の御提案ということになります。

では、議第7号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成30年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1 番、岩崎の申請人で、岩崎の田 6 4 9 m²の持ち分 2 分の 1 を子へ贈与するものです。

2 番、同じく岩崎の申請人で、河崎の田 9 7 3 m²外 5 筆、計 3, 4 0 5 m²、内 1 筆は持ち分 2 分の 1 のみを子へ贈与するものです。

3 番、鹿児島県肝属郡肝付町と阿蘇市の申請人で、岱明町野口の田 9 6 1 m²を耕作不能と経営拡張により売買するものです。

4 番、熊本市東区、福岡市南区、岱明町と小浜の申請人で、小浜の田 9 4 7 m²を生活資金充当と経営拡張により売買するものです。

5 番、伊倉南方と伊倉北方の申請人で、伊倉南方の田 3 5 8 m²を相手方の要望と経営拡張により売買するものです。

6 番は取り下げです。

7 番、岱明町の申請人で、岱明町野口の畑 3 1 1 m²を労力不足と施設利用者の自立訓練のため売買するものです。

この件につきましては、受人の社会福祉法人の経営面積がゼロとなっております。農地所有適格法人以外の一般法人への所有権移転は原則として認められておりませんが、学校法人、医療法人、社会福祉法人等が、教育実習農場、リハビリテーション農場等の教育、医療または社会福祉事業の運営に必要な施設の用に供するため権利を取得する場合は、効率利用、常時従事、そして下限面積の 3 つの要件が禁止規定から除外され、今回例外的に許可可能とするものです。

3 ページをお願いいたします。

8 番、横島町の申請人で、横島町横島の田 1, 6 8 3 m²外 1 筆、計 4, 2 3 0 m²を子へ贈与するものです。

9 番、同じく横島町の申請人で、横島町横島の田 2, 5 7 0 m²を労力不足と経営拡張により売買するものです。

1 0 番、天水町の申請人で、天水町部田見の畑 2 9 m²を従弟へ贈与するものです。

以上 9 件、合計 1 3, 4 6 0 m²でございます。以上につきまして、農地法第 3 条第 2 項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より説明が終わりました。受付番号 1 番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1 番からどうぞ。

○3番（清田順次君） 1番の案件について御説明を申し上げます。3番、清田です。

譲渡人は譲受人は親子というふうなことで、現在譲受人は農業をやっておられるというふうなことで、その贈与ということで何ら問題はございません。

2番についても親子でございます。1番の譲受人は弟さんというふうなことでございますが、会社員をしながらお父さんと兄さんのお手伝いもしておられるというふうなことで、何ら問題ないというふうなことで、許可相当でございます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、3番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。3番の案件について御説明いたします。

譲渡人は耕作不能で、譲受人は経営拡張ということで、この人は現在は阿蘇に警察官舎に住んでおられるそうですが、今、お母さんが築地のほうにお住まいで、大体休みのときにこっちに帰ってきて経営をサポートしてるといような状態で、経営面積もこれをたすと大体5,000㎡ちょっとになりますので、何ら問題なく許可相当と思われれます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、4番、どうぞ。

○2番（鶴田克士君） 2番の鶴田です。4番の案件についてお答えいたします。

譲受人は農業法人で、大きく農業をやっておられますので、別に問題ないと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、5番、どうぞ。

○12番（志水武保君） 12番、志水です。

この案件は、弟さんからお姉さんへ田んぼを譲られるということです。これは備考欄に書いてありますように、あとで5条で譲受人の娘さん夫婦が個人住宅を建てられるということで、大体ここは8畝ぐらいの田んぼですけども、それまでは宅地許可は要らないということで、あとの残りの分が3畝ちょっとをお母さんの名義で買って、あとは地を高めて家庭菜園をやるというふうなことで、下限面積も満たしておりますので、これは問題ないと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、7番どうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。7番の案件を説明します。

社会福祉法人の法人による農地の売買申請です。原則として、本来農業生産法人、一般法人以外の法人は、耕作目的での農地の権利は取得できませんが、社会福祉法人が運営する社会福祉施設運営のために取得することは、不許可の例外として認められるそうです。今回社会福祉法人が経営する施設の利用者の農作業等の自立訓練のために農地を購入されるものです。許可後は施設の食料、給食などに使用する大根、人参、白菜、きゅうり、ブロッコリーなどの栽培をして、収穫は利用者の15人と職員3人で行い、農作業のアドバイザーとして施設職員の中に農業経験者がいるとのこと。だから、農作業は順調にはこぶものと思い、許可相当と判断しました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番どうぞ。

○25番（田上敏正君） 25番、田上です。8番と9番につきまして説明したいと思います。

まず8番ですが、譲渡人と譲受人は親子であり、申請理由は子への贈与で、許可相当と思っております。

次に9番ですが、譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で、ここも何ら問題なく許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10番どうぞ。

○32番（出口京子君） 32番、出口です。

譲渡人と譲受人は親戚関係で、譲受人の畑のほうへ隣接しておりました。以前より口約束はされておりましたけど、今回正式に手続きをされました。何ら問題はありません。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から10番まで担当委員さんの説明が終わりました。皆さんより、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第7号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第7号、1番から10番については、許可することに決定しました。

次に、議第8号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(村上洋治君) 4ページをお願いいたします。

議第8号、農地の賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成30年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、岱明町の申請人で、岱明町西照寺の田1,884㎡を労力不足と経営拡張により、平成30年2月5日から2年間契約するものです。

以上1件、合計1,884㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○20番(斎藤潔公君) 20番の斎藤です。1番の件について説明します。

貸人は、御主人が亡くなってもう自分が耕作できないので、田畑を売りたいということで農業委員会のほうに相談に来られました。それで私が借人の方に紹介しましたところ、最初は購入するつもりでおられましたけれども、田ん中の水の確保が十分じゃないようだという心配のために、2年間そこを耕作してみようということで、借りるという形でここに出てきております。2年間耕作して、事情がよければ購入したいという腹でおられるようです。

この借人は、非常に熱意に燃えた方で、去年も京塚水系の田んぼを新しく3反購入された労働意欲に燃えた方です。何ら問題点はないというふうに判断いたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番の案件について、詳しく斎藤委員より説明をいただきました。

皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見もないようでございますので、議第8号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第8号は承認することに決定しました。

次に、議第9号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 5ページをお願いいたします。

議第9号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成30年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、築地と阿蘇市の申請人で、岱明町野口の田2,200㎡外1筆、計4,706㎡を労力不足と経営拡張のため、平成30年2月5日から5年間契約するものです。

2番、大浜町の申請人で、大浜町の田1,704㎡を農業者年金受給のため、平成30年2月5日から18年間契約するものです。

3番、横島町の申請人で、横島町横島の田4,345㎡を農業者年金受給のため、平成30年2月5日から20年間契約するものです。

以上3件、合計10,755㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。1番の案件について。

先ほどの阿蘇の方ですけど、家は築地のほうが実家ですので、私が説明させてもらいます。築地の貸人の人は、野口牟田で周りの人に迷惑をかけて、自分が作られんもんだから迷惑かけるから、使用借人に作ってほしいということで依頼があった

そうで、下限面積も満たしておりますので、何ら問題なく許可相当と思われます。
以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

この萩原さんというのは、今、阿蘇におられるということだったですね。それで今度こっちに帰ってきて作ると。はいはい、わかりました。

それでは、2番どうぞ。

○9番（荒木享二君） 9番、荒木です。2番の件について説明します。

これは親子関係であり、年金受給のための申請なので、何ら問題なく許可相当と思います。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番どうぞ。

○29番（今上公男君） 29番、今上です。3番の案件について説明します。

使用貸人と借人は親子でありまして、農業者年金受給のためで、許可相当と判断します。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、1番、2番、3番、担当委員さんの説明が終わりました。

皆さんより御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第9号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第9号は、承認することに決定しました。

次に、議第10号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） はい、6ページをお願いいたします。

議第10号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が河崎の畑94㎡外2筆、計327㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種

農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が永徳寺の畑354㎡で、転用目的は4区画の宅地分譲地です。農地区分は都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が築地の畑339㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可可能とするものです。

7ページをお願いいたします。

4番、申請物件が築地の田489㎡外2筆、計2,322㎡で、転用目的は8区画の宅地分譲地です。農地区分は都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が伊倉南方の田410㎡外1筆、計494㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が横島町横島の田518㎡で、転用目的は農業用倉庫及び露天農業資材置場です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具格納等農業生産資材の貯蔵または保管の用に供する施設と認められるため、例外的に許可可能とするものです。

以上6件、合計4,354㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る2月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番どうぞ。

○4番（西畠めぐみ君） 4番、西畠です。1番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は親子関係です。転用目的は個人住宅への転用です。申請地はブリジストン玉名工場の南側100mほどのところで遊休地です。北側は住宅、東側、南側は道路、西側は駐車場に囲まれております。そこに木造平屋建ての住宅を

建てるということで、給排水、雨水とも東側道路に公共の上下水道があるため、何ら問題なく許可相当と思います。

続いて2番ですけど、説明いたします。

場所は肥後銀行玉名支店より南側に400mほど行った住宅地の中の遊休地です。今回の申請は、隣接する宅地約1,420㎡がありまして、合わせて4区画の分譲地にするとのこと。中央に共用の道路を設けて、給排水は地下を通して東側の道路の公共の上下水道を利用するとのこと、何ら問題なく許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。3番の案件について説明します。

申請人は市内の社宅暮らしで、今回個人住宅の申請です。場所は四十九池神社公園の北北東150mぐらいのところで、玉名バイパス築地上交差点北側500mぐらいのところです。西側は市道、南側は里道があります。住宅は木造2階建て、給水はボーリングで給水、生活雑排水及び汚水は、合併浄化槽による濾過後の市道への放流、雨水は集水枡を設置して、地下浸透を図り、オーバー分を市道側溝へ放流、境はL型擁壁で囲んであり、造成工事はなく、北側は住宅、東側は山林化した畑地です。1種農地ですけど、周りは大体あんまり作ってないようなところですので、現地調査の結果、許可相当と思われます。

続きまして、4番の案件です。申請人は不動産業で、昨年6月の総会で宅地分譲のための転用申請があった土地の南側部分で、地主の要望で今回宅地分譲するための申請です。場所はベスト電器の北西200mぐらいのところで、造成は周りをL型擁壁で囲み、盛土、中心部に南北に幅6mの市道を造り、両サイドに側溝を布設し、既設の市道側溝と接続し、雨水を流すそうです。また、道路中央に公共上下水道の本管を布設し、各個人宅に分管するそうで、周りに農地はありますが、最近耕作された痕跡もなく、現地調査の結果、許可相当と思われます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番どうぞ。

○12番（志水武保君） 12番、志水です。先ほど3条のほうで言いましたとおり、そのあとの残りの部分に個人住宅の申請ということで、410㎡は先ほどの続きといたしますか残りの部分でございます。それと96㎡が進入道路として買われているところでございますけれども、ここに個人住宅を建てるということで、前川さんが両親の面倒、今、長洲のほうに借家住まいでございますけれども、両親の面倒をみ

るには同じ玉名市がいいだろうということで、家を建てられるということで、給排水につきましては市水と、排水は既存のあれがすぐそばにありますので、そこに流すということで平屋建てでございます。別に問題はないと思います。周囲も迷惑かけるような、農地に迷惑かけるような場所でもございませんので、許可相当と思いますけど、よろしくをお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、どうぞ。

○25番（田上敏正君） 25番の田上です。6番の件につきまして説明いたします。

場所は横島町栗之尾の707番地の2ということで、申請人の事業の目的は、ビニールハウスの面積が多いため、農機具等を入れる簡易な農業倉庫の資材を置く場所が必要ということで、転用面積は518㎡です。生活雑排水は農業用倉庫なので発生しません。雨水は雨水管を通じて道路側溝に流します。また、造成工事は周囲をブロックとU字溝で囲み、土砂の流出を防ぎ、近隣の方に迷惑をかけないように心がけるとのことです。現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

1番から6番まで、皆さん何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第10号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第10号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第11号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 8ページをお願いいたします。

議第11号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成30年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

次の9ページから10ページの総括表、及び11ページから13ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が5

件、9,698㎡、利用権設定が27件、81,290㎡、合計32件、90,988㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、議第11号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第11号については、原案どおり決定しました。

-----○-----

4. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第5、6、7号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） はい、14ページをお願いいたします。

報告第5号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成30年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回14ページから21ページまでの29件、合計73,720㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

報告第6号、農地の賃貸借解除の届出について。農地法18条第1項の規定による賃貸借の解除の届出を受理したので報告します。平成30年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、7,918㎡の届出を受理しております。

本来、法第18条と申しますのは、解約の許可申請、つまり貸人と借人、どちらかの単独での申請を想定しておりますが、現実の解約というのは、貸人、借人、双方の合意にいたって解約するいわゆる合意解約がほとんどという状況です。その場合は許可申請ではなく、合意解約の通知のみでよろしいとなっております。それが第18条第6項による合意解約の通知、毎月あがっておりますが、今月でいえば先の報告第5号ということになります。

今回も借人が音信不通、行方不明の状態、貸人が単独で許可申請をすべきところですが、賃貸借の内容が農地法第3条ではなく基盤強化促進法に基づくものであるため、例外的に法第18条第1項に基づく貸人単独での賃貸借解除の届出のみとなったものです。

去る2月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

また、参考までにこの物件は、今後新しい耕作者に賃貸する方向で協議が進んでいるという現状であることを申し添えます。

最後に、23ページをお願いいたします。

報告第7号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成30年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は1件、532㎡の届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま報告第5、6、7号について事務局より説明をいただきました。皆さんより何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、本日本日予定しておりました議案審議と報告を以上をもちまして終わりといたします。

-----○-----

4. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。その他の件で、はい。

○17番（高根政明君） 17番、高根ですけども、今年農業委員も終わりですけども、今ごろこがんとば聞くと恥ずかしかつてすばってんが、ちょっと局長にお尋ねしますけども、3条申請は属人、属地、どちらの担当の農業委員が説明するのか。それから4条、5条は属地かな、多分属地で思っばってんが、そこの担当の農業委員が説明するのか、ちょっとそのへんをお尋ねします。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。これはまさに今、説明は毎月お願いしてるんですけども、3条申請と申しますのは、結局もちろん農地の場所もどこかにあるんですが、くれぐれも受人の耕作能力を許可基準とするものです。受人の方が下限面積要件も満たして、全て効率的に耕作できるかどうかという意味合いで、3条の場合は、受人の住んでいる地域の農業委員さんに今もお願いをしているというところです。属人ということですよ。

かたや農地法第4条、5条申請になりますと、まさにその受人が本当に転用事業をするのかという基準もありますけども、何としましても立地基準、農地の場所の

問題、町の中の農地なのか、田舎のほうの第1種農地の真ん中なのか、そのへんの場所の問題がまずもってありますので、転用申請案件のほうは属地ということで、その農地の場所の担当される農業委員さんをお願いしているところです。

以上です。

○17番（高根政明君） 4条、5条は農業委員会から、事務局から連絡ありますよね、立会いとか、それで俺が説明せなんばいなとわかっとるけども、3条の場合がなかなかわかりにくいということもあるわけですよ。議第7号の例えば3番、渡人が鹿児島の人、受人が阿蘇の人、それで、その阿蘇の人がなんか築地かなんかに住んどられるということで、築地担当の農業委員さんが説明をされたと思いますけども、この場合、例えば阿蘇の人が築地に住んどられんかったと、玉名市には住んどられんかったということならば、岱明の農業委員さん、この農地があるところの農業委員さんが説明するわけですよ。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。そこは先ほど説明もちょっと漏れておりました。農地があつて渡人、渡人はこの際、3条の許可基準には直接関係ないんですけども、受人の方が全く市外の人だと、玉名市にも特に縁もゆかりもないというような極端な例であれば、その場合は今回だったら岱明町野口の担当の委員さんに説明してもらったり、そういったことは事前に担当より逐次農業委員さんをお願い、御説明、お願いをしているそうです。

以上です。

○17番（高根政明君） 今回も3号については、住んどられる方の農業委員さんが説明をしてくださいということで、農業委員、事務局から連絡をしたということによいかですか。

○5番（赤松繁之君） はい、受けておりました。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。はい、お見込みのとおりです。

○17番（高根政明君） わかりました。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。参考までに今の御質問は、実はある意味ちょっと大事なところではあるんですが、実は来年度の新体制での話、来年の新体制になりますと、建前上農業委員さんは全地区を担当ということになるんですが、やはり各地域からバランスよく出ていただきたいということもある。

推進委員のほうは担当地区が19地区ぐらいを予定しておりますけども、ぴしゃっと自分の担当地域がある。ということは、3条につきましても、ちょっと今、事務局でも議論しているところなんですけども、3条についてもいっそのこと属地主義で、その農地の場所がある担当の農業委員さん、今までの農地転用と同じく、これに統一したほうがやりやすいのかなあという議論も今、事務局内でしているところ

ろです。

以上です。

○17番（高根政明君） はい、よくわかりました。それとあと1点ちょっとお尋ねですけれども、22ページの報告第6号、それから23ページの報告第7号、これの、これは議案としては2月5日に提出したと、報告しましたという2月5日ということなんでしょうけども、これがこの議案が成立したといいますか、成立した日、例えば22ページだったら30年の1月12日に農業委員会が見つけたと、そのときがこの議案はオクケーと、セーフということで、それでこれの23ページかな、これもそのような判断でよかわけですか。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。お見込みのとおりでよろしいかと思えます。

○17番（高根政明君） わかりました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ほかに何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） ほかに御意見、御質問もないようでございますので、きょうの審議を終わりたいと思います。

-----○-----

5. 閉 会

○議長（永田知博君） 慎重なる御審議本当にありがとうございました。

その他にうつります。

○議長（永田知博君） 事務局から皆さんにお伝えします。

○事務局次長（小山 博君） 事務局から1点ございます。事務局次長、小山です。

資料の一枚ものの資料をお配りしております。農地利用最適化推進定数案の一枚用紙を配っております。だんだん時間が過ぎていってきまして、最適化推進委員のこともいろんな条例であるとか定数の要項であるとか、準備を進めているところがございますけど、これは12月の総会、それと1月、あのときは面積をもとにした提案であったり、そして前回は1月の総会のときは、例えば横島だったら横島を横島1、横島2、横島3というような3つにまず分けますというところで、それと、天水であったらまず小学校区で、玉水、小天、小天東というところで、いったんここで出して、またいろいろそのときの提案で出しておりました。

今回は、例えば横島であったら、実際に横島1、横島2、横島3を、実際の区域名をだして、また天水の地区につきましても、1月の総会でいったん話を、それから農業委員さんでもちょっと話をしてみたいということでありましたので、その結果少しお聞きした区割りをもとに、これはまだ事務局案です。事務局提案として、

今回は1カ月前に少し、具体的に地域名をあげたところで、このような区割り、それと定款については全ての区割りで1名ということで合計19名、問題は区割りを具体化して、またさらにきょう提案するところでございます。

1月の提案と少し変わって、詳しくしているまず横島につきましては、この根拠は、提案としている根拠は、これは現行の農業委員さんが、横島地区6名いらっしゃいます。今の分け方は横島町1班、横島町2班ということで6名の委員さんがおられますが、この今回の推進委員の案でだしております横島の1行目、栗之尾、大園、外平と横島2の十番、明豊、八番、九番、神崎までが横島1班、もう少しわかりやすく言うと、現在の横島の田上委員、高田委員が受け持たれておられる栗之尾、大園、外平というところで横島1、次に、十番、明豊、八番、九番、神崎、それと富新、明丑、昭栄までを、これは現在でいう寺井委員と宇佐委員で受け持っていた地域です。それと最後の横島3というのは、京泊、大開、大豊、新栄というのが、現在の委員さんで、今上委員と平本委員で受け持っていた担当地区というところで、以上の現在ある2人で、2委員さんで受け持たれるところを1つの区割りということで、3つに、現在の委員さんが受け持たれてるところを踏襲したという形で、3つに分けた提案でございます。

それと天水のほうは、先ほどもちょっと言いましたように、いったん委員さんでもう少し検討してみようということで、少し考えていただいたところで、いただいた話をもとに、事務局でこういう分け方になるのかなあとということで提案させていただきますけど、当然、これはそれぞれ地域の地区の区長さん等とお話もあるかと思えます。それで今、農業委員さんの話等をもとにした事務局提案ですので、今日ここにこういう形で、1つの校区がこんなに小さくなるのは、特に横島校区と天水校区になりますので、いったん地域の区長さん等とお話も当然必要でしょうから、この案で提案させていただきますので、その結果をできれば日程的には2月いっぱいにはその結果をお知らせいただきたいと思えます。

それと、今日はどうしても横島校区と天水校区のほうの話が中心になりましたけど、玉名町から始まって岱明までは、ほぼ1小学校区で1名のところでしたけど、玉名市の4地域についてが、2つの校区で1つの担当する区域ということに提案させていただきます。こちらのほうも特に、もし何か御異議等意見ありましたら、2月いっぱいまで、よろしかったらそのことをお返事をよろしく願います。もしこのままでよろしいんだったら、これは条例の制定と併せて、最適化推進委員の担当する区域ということで、要綱として地区名の定数を載せなければなりません。ですので、もしこのままで了解いただけるんだったら進めていきますので、地元で横島、天水のほうで今後持ち帰られて、しかるべきところの区長さんとお話をしてい

ただいて、また返事をよろしく願いいたします。

以上です。

○13番（森川正志君） ちょっとよかですか。私は八嘉のほうなんですけれども、今、伊倉、八嘉で3名農業委員がいます。これを見れば定数が伊倉が1、八嘉が1になっていますけども、これに農業委員をたすと4名になるとじゃなかですかね。

○事務局次長（小山 博君） ただいまの件は、八嘉でしたら、伊倉、八嘉、現在のところが、委員さんとして伊倉、八嘉で3名農業委員さんでおられます。これが定数がはっきりと、区域と定数がはっきりしている農地最適化推進委員ですので、あくまでも推進委員として伊倉、八嘉で1名ずつ2名、そして言われている現在が3名おるけどということ。だから、確かに定数が決まったところでは、伊倉、八嘉じゃ2名ですよ。現在よりこれだけ見るなら少ないじゃないかということになりますけど、これが今まで38名の農業委員のうち、19名を最適化推進委員としてする、最適化推進委員に限った話として伊倉と八嘉で1名、まあ2名なんですけど、あと農業委員さんがここに、今後また募集、応募、推薦があつて、委員さんを地域性を十分考慮しながらしていくことになりますので、確約は本当できません。これこそ農業委員さんについては地域割がないわけであつて、しかしそこは選考委員会がありますので、評価委員会は地域割は本当に一番考慮するところですので、そこでできるだけ、これも立候補とか推薦の状況でしか今何とも言えませんが、推薦、立候補、応募等あつた場合は、そこを考慮して、現行が伊倉、八嘉で3名ですので、できるだけそれに添うような方法を考えたいと思います。

はい、よろしく願いします。

○17番（高根政明君） そっだけんたい、基本的に農業委員さんは定数はないと、各地区よね。

○事務局次長（小山 博君） 各地区にはありません。地域割はありません。

○17番（高根政明君） それとこの推進委員さんはあつと。

○事務局次長（小山 博君） はい、あります。

○17番（高根政明君） ということね、定数で書いてあるのね。

○事務局次長（小山 博君） 定数です。だけんこれははっきりとあります。

○17番（高根政明君） 農業委員会は基本的にはないと。

○事務局次長（小山 博君） はい、玉名市全域で19名ということ。

○13番（森川正志君） そら自分で申し込まなると、立候補せなるとですか自分で。

○事務局次長（小山 博君） 方法は自薦他薦です。自薦他薦を問いませんという、ありませんので、立候補もよかということです。

○3番（清田順次君） 今、農地最適化の推進委員というふうな流れの中ですたい、

これは担当する地区の農業をやっている面積というふうなのは実際わかると思います。

○事務局次長（小山 博君） はい、経営耕地面積であったり、それは面積はありますけど、わかりますけど。最初は。

○3番（清田順次君） 一筆ね、そこに記載をしとくとね、どういうふうな状態かというふうなのが見えるとじゃなかろうかなあと思うたもんだけん、ちょっとそこまで項目を備考欄にでも記載をしていただければありがたいかなと思いましたったい。以上です。

○議長（永田知博君） 今の清田委員の話の件ですけども、面積で出してくつとやっぱり偏ってくるもんだけん。

○3番（清田順次君） 備考欄にそういうふうなのが項目があると見やすいかなあと私は思ったというだけの話です。

○議長（永田知博君） 最初の資料は一応出しとったんですよ。

○3番（清田順次君） はい、最初あったことは知っております。

○事務局次長（小山 博君） それで1回、面積は1回最初の段階で出しとつとですね、面積と定数ば一緒のようにすると、やっぱり逆に比較の面がでてきてよくないんじゃないかという、事務局でそうしたいきさつが。

○3番（清田順次君） 比較はしてよかったですよ。だけん出してもらえるとありがたいなって言いよつと。

○事務局次長（小山 博君） ありがとうございます。

○議長（永田知博君） 局長どうぞ。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。ちょっと1点だけ。

いよいよ来週の2月15、16、視察研修があります。2月15日木曜日午前9時30分出発ですので、午前9時20分ごろ、20分までには市役所の駐車場のちょっと市民会館寄りの南側のほう、あの辺に大型バスがおると思います。よろしく御集合をお願いいたします。

ちょっと、今ちょっとある委員さんとも話していたんですけども、当日研修先の株式会社百姓屋と簡単な佐賀市の農業委員会のちょっとした農地面積あたりの簡単なペーパーを当日お配りしようと思いますが、当日でよろしいでしょうか。インターネットとかにこれは載っておるんですが。当日そしたらバスの中でお配りしたいと思います。

あと、本市のほうの例えば農業委員会の概要とか、これは先だって年度当初ですか、1部ずつお配りはしておったんですけども、新しく1部ずつお持ちしましょうか。本市の農地面積とか載っている冊子ですね、ではこれは当日お配りいたします。

ちょっときょう総会始まる前にこの日程をお配りしました。出席される委員さん

のみにお配りいたしました。当日は委員さん28名、事務局職員2名の総勢30名で研修を行います。楽しみにしております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） それでは、15日の視察研修、ぜひひとつ遅刻のないように御集合をお願いいたします。

本日はこれもちまして総会を終了いたします。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時02分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成30年2月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 宇佐 勝則

農 業 委 員 今上 公男